

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

IGF コードの統一解釈（開放甲板上以外に配置される燃料調整室）

改正対象

鋼船規則検査要領 GF 編

改正理由

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード（IGF コード）中 5.8 節には、燃料ポンプ、圧縮機、気化器等を設置する「燃料調整室」に関する要件を規定しており、本会は当該 5.8 節を既に本会規則に取り入れている。

当該 5.8 節では、燃料調整室を開放甲板上以外に配置する場合には、タンクコネクションスペースに関する要件を適用する旨を規定している。しかし、多数の要件のうち、いずれの要件を適用する必要があるかについては、不明確であった。

このため、2023 年 6 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会（MSC107）において、これについて明確化する統一解釈が、MSC.1/Circ.1667 として承認された。

今般、MSC.1/Circ.1667 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則検査要領 GF 編 GF5.8 において、タンクコネクションスペースに関する要件のうち、開放甲板上以外に配置される燃料調整室に適用するものを明確化する。

施行及び適用

2024 年 6 月 27 日から施行

ID: DD23-27

「IGF コードの統一解釈(開放甲板上以外に配置される燃料調整室)」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF5 船舶の設計及び配置 GF5.8 燃料調整室の設計 規則 GF 編 5.8 の適用上、燃料調整室は、次の(1)から(5)による。 ((1)から(4)は省略) <u>(5) 開放甲板上以外に配置される燃料調整室に適用すべきタンクコネクションスペースの要件とは、次による。</u> <u>(a) 交通の配置及び関連する危険場所</u> i) <u>甲板下に配置する燃料調整室が規則 GF 編 2.2.1-15.(3)に定義するタンクコネクションスペースに該当する場合を除き、同 5.11.3 に規定するボルト締めハッチに関する要件及びこれに関連して同 12.5.3(2)に規定する 2 種危険場所に関する要件は適用しない。</u> ii) <u>非危険場所である船内の閉鎖場所に通じる開口がある燃料調整室にあっては、同 5.11.2 に従ってエアロックを設けること。</u> iii) <u>開放甲板又は甲板上の半閉鎖場所に直接立ち入ることができる燃料調整室の交通にあっては、エアロックを設けなく</u>	鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船 GF5 船舶の設計及び配置 GF5.8 燃料調整室の設計 規則 GF 編 5.8 の適用上、燃料調整室は、次の(1)から(4)による。 ((1)から(4)は省略) (新規)	MSC.1/Circ.1667

「IGF コードの統一解釈(開放甲板上以外に配置される燃料調整室)」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>て差し支えない。エアロックを設けない場合, 戸の外は, 同 12.5.2(4)及び 12.5.3(1)に従って危険場所に分類される。</u> (b) ビルジウエル <u>甲板下に配置され, 液体燃料を使用する燃料調整室に限り, 規則 GF 編 15.3.2 に規定するビルジウエルに関する要件を適用する。</u> 附 則 1. この達は, 2024 年 6 月 27 日から施行する。		